

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 1 3 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルスの感染症対策について（要請）

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」（令和 2 年 1 月 30 日付け事務連絡）において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について依頼したところです。

今般、政府では、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応の検討を呼びかけております。

つきましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、旅行業者の営業所等で不特定多数の方が出入りするところにおいて、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策の要請をしていただくようお願いいたします。

また、旅行業者等が主催する会合、セミナー等の開催において、会場等におけるアルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を講じていただくとともに、当該業務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めていただくよう併せてお願いいたします。

なお、旅行業協会には別添により、要請を行っております。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)



# 感染症等を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している

## 旅行者等向け特別相談窓口の設置について

新型コロナウイルスに関連した感染症を起因として、中国への企画旅行の取りやめ、手配旅行の自粛及び中国からの団体旅行や個人向けツアーなどの取り扱いの停止等により旅行者の減少等の経営環境の変化に直面している旅行者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、2月17日より、地方運輸局等内に特別相談窓口を設置します。

### 1. 趣旨

感染症を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行者等の不安を解消するため、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局内に特別相談窓口を設置し、旅行者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行います。

### 2. 特別相談窓口連絡先（旅行者等）

別紙のとおり

### 3. サポート内容

- ・旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者からの相談・要望対応
- ・旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者が活用可能な支援策の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内

観光庁参事官（旅行振興）付 吉田、山崎

電話：03-5253-8111（内線27340、27328）

直通：03-5253-8329

FAX：03-5253-1585

## 《特別相談窓口連絡先（旅行業者等）》

**(北海道)**

- ・ 窓口設置場所：北海道運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：011-290-2700 ・ FAX：011-290-2702

**(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)**

- ・ 窓口設置場所：東北運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：022-791-7509 ・ FAX：022-791-7538

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)**

- ・ 窓口設置場所：関東運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：045-211-1255 ・ FAX：045-211-7270

**(新潟県、富山県、石川県、長野県)**

- ・ 窓口設置場所：北陸信越運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：025-285-9181 ・ FAX：025-285-9172

**(福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)**

- ・ 窓口設置場所：中部運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：052-952-8045 ・ FAX：052-952-8087

**(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県)**

- ・ 窓口設置場所：近畿運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：06-6949-6466 ・ FAX：06-6949-6135

**(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)**

- ・ 窓口設置場所：中国運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：082-228-8701 ・ FAX：082-228-9412

**(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)**

- ・ 窓口設置場所：四国運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：087-802-6735 ・ FAX：087-802-6732

**(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)**

- ・ 窓口設置場所：九州運輸局観光部観光企画課
- ・ 電話番号：092-472-2330 ・ FAX：092-472-2334

**(沖縄県)**

- ・ 窓口設置場所：内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室
- ・ 電話番号：098-866-1812 ・ FAX：098-860-2369

観参第1058号  
令和2年2月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）  
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスに関する外務省スポット情報の発出について

新型コロナウイルスによる感染症は引き続き拡大しており、中国では湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖等につき、各地において交通規制や外出制限が行われています。

加えて、日系航空会社を含む各国の航空会社も相次いで中国との航空便の運休・減便を発表しており、現地在留邦人及び海外渡航者の方の移動に大きな影響が出るが見込まれます。

外務省は、12日、湖北省に加え、本邦への上陸の申請日前14日以内に浙江省における滞在歴がある外国人等についても、特段の事情がない限り、入国を制限することとし、在中国在留邦人及び海外渡航者に対し、上記を踏まえ、また今後、その他の中国各地においても状況が急激に悪化する可能性も念頭に、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急御検討するようスポット情報を発出しております。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、引き続き企画旅行の実施の可否について中止を念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報または感染危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう、貴都道府県知事登録の旅行業者等に対し、周知徹底をお願い申し上げます。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

[http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805\\_mofanzn.pdf](http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf)

○法務省新型コロナウイルス感染症に関する情報

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

